

## 報酬改定に至るまでのスケジュール（案）

## 【次期議会中間人事までに報酬改定を想定した場合】

内 容	期間(概ねの目安)	具 体 的 内 容	前回改正時
協議開始	令和5年6月		
方向性の決定	令和6年9月 約1か月	検討会において方向性の決定	概ね2～4年間隔で定期的 に改定してきたが、諸般の事情により 前回(昭和63年)から5年経過すること から改定
市長への 申し入れ	令和6年10月頃 約1か月	市長へ要望書等の提出など 議会としての意思表示	
審議会開催 (3回程度)	令和6年11月～ 令和7年1月 約1～3か月	苫小牧市特別職議員報酬等審議会 において市長から審議会に対し諮問	①平成5年11月2日 ②平成5年11月15日 ③平成5年11月25日
審議会からの 答申	令和7年2月	市長に対し審議会から答申	平成5年11月25日
条例改正	令和7年3月	苫小牧市特別職の職員の給与に関 する条例の一部改正	平成5年12月15日 議決
報酬改定	令和7年4月		平成5年12月1日 適用

## 【苫小牧市特別職議員報酬等審議会】について

「苫小牧市特別職議員報酬等審議会」は、苫小牧市特別職議員報酬等審議会条例（昭和39年条例第41号）の規定に基づき設置される附属機関で、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、常勤監査委員及び教育長の給料額等に関する条例を議会に提出しようとする場合におけるこれらの額について、市長の諮問に応じ、調査審議します。